

平成十三年法務省令第三号

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の全部を改正する命令を次のように定める。

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程（平成五年法務省令第十三号）の全部を次のように改正する。

第一条 刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑務所等」という。）の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。
(所長)

第二条 刑務所等に、所長を置く。

2 所長は、刑務所等の事務を掌理する。

（次長）

第二条の二 市原青年矯正センターに、次長一人を置く。

2 次長は、所長を助け、市原青年矯正センターの事務を整理する。

第三条

次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑務所等の名称	部及び室の名称				
府中刑務所	総務部	処遇部	教育部	医務部	分類審議室
札幌刑務所	総務部	処遇部	教育部	医務部	分類審議室
東京拘置所	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
大阪拘置所	総務部	処遇部	分類部	医務部	
千葉刑務所	静岡刑務所	京都刑務所	高松刑務所	大分刑務所	
栃木刑務所					
網走刑務所	月形刑務所	山形刑務所	福島刑務所	喜連川社会復帰促進センター	加古川刑務所
東日本成人矯正医療センター					和歌山刑務所
岡崎医療刑務所	西日本成人矯正医療センター	北九州医療刑務所		長崎刑務所	
島根あさひ社会復帰促進センター					
美祢社会復帰促進センター					
その他刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）					
2 前項に掲げる部及び室のほか、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターに、それぞれ更生支援企画官一人を置く。 (総務部の所掌事務)	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
第四条	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
二 人事に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
三 名籍に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
四 指紋に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
五 統計に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
六 刑事施設視察委員会の庶務に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
七 経理に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
八 領置物及び保管物に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
九 営繕に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
十 給養に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
十一 職員の福祉に関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
十二 前各号に掲げるもののほか、刑務所等の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
（総務部に置く課及び所掌事務）	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	
第五条 次の表の上欄に掲げる刑務所等の総務部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	総務部	処遇部	分類教育部	国際対策室	

刑務所等の名称

課の名称
所掌事務

東日本成人矯正医療センター	島根あさひ社会復帰促進センター	美祢社会復帰庶務課	前条第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる事務
その他の刑務所等	(市原青年矯正センターを除く。)		
第六条から第八条まで		削除	
(総務部の調査官)			
第九条	第五条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、東日本成人矯正医療センター、横浜刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。	経理課 庶務課 会計課 用度課	前条第七号から第十一号までに掲げる事務 前条第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる事務 前条第七号(用度課の所掌に属するものを除く。)及び第八号に掲げる事務 前条第七号に掲げる事務のうち、物資の購入及び保管に関する事務並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事務
2 調査官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち特定事項に係るものを探査し、企画する事務をつかさどる。			
(市原青年矯正センターの庶務課)			
第九条の二 市原青年矯正センターに、庶務課を置く。			
2 庶務課は、第四条各号に掲げる事務をつかさどる。			
(処遇部及び矯正処遇部の所掌事務)			
第十条 処遇部及び矯正処遇部は、次に掲げる事務をつかさどる。			
一 警備及び保清並びに作業その他の処遇の実施に關すること(次号から第五号までに該当するものを除く。)			
二 作業の企画、立案及び指導並びに職業訓練の実施並びに作業に關する施設及び物資の管理に關すること。			
三 改善指導、教科指導及び余暇活動に關すること(教育部又は分類教育部が置かれる刑務所等を除く。)			
四 鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに社会復帰支援その他の保護に關すること(分類審議室若しくは分類部又は分類教育部が置かれる刑務所等を除く。)			
五 外国人被収容者の処遇に關する翻訳及び通訳に關すること(国際対策室が置かれる刑務所等を除く。)			
(処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官)			
第十二条 処遇部(加古川刑務所、長崎刑務所及び東京拘置所を除く。)にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部に首席矯正処遇官四人を、加古川刑務所、長崎刑務所及び東京拘置所の処遇部並びに美祢社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官三人を置く。			
2 次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			
刑務所等の名称		担当区分	所掌事務
札幌刑務所 網走刑務所 月形刑務所 宮城刑務所 山形刑務所 福島刑務所 喜連川社会復帰促進センター	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務	前条第一号に掲げる事務
復帰促進センター 千葉刑務所 静岡刑務所 京都刑務所 神戸刑務所 和歌山刑務所 広島刑務所 高松刑務所 福岡刑務所 大分刑務所	作業担当	前条第二号に掲げる事務	前条第一号に掲げる事務
栃木刑務所 府中刑務所 横浜刑務所 名古屋刑務所 大阪刑務所 加古川刑務所	処遇担当	前条第一号に掲げる事務	前条第一号及び第五号に掲げる事務
島根あさひ社会復帰促進センター	作業担当	前条第二号に掲げる事務	前条第一号に掲げる事務
美祢社会復帰促進センター	作業担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務	前条第一号及び第五号に掲げる事務(処遇第二担当の所掌に属するものを除く。)
長崎刑務所	作業担当	前条第二号に掲げる事務	前条第一号及び第五号に掲げる事務のうち、女子の被収容者に關すること。
企画担当	教育担当	前条第三号に掲げる事務	前条第一号及び第五号に掲げる事務(処遇第二担当の所掌に属するものを除く。)
企画担当	分類担当	前条第四号に掲げる事務	前条第一号及び第五号に掲げる事務のうち、女子の被収容者に關すること。
企画担当	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務	前条第一号及び第五号に掲げる事務(処遇第二担当の所掌に属するものを除く。)
作業担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務	前条第一号及び第五号に掲げる事務(社会復帰支援担当の所掌に属するものを除く。)	前条第一号及び第五号に掲げる事務(社会復帰支援担当の所掌に属するものを除く。)
作業担当	前条第二号に掲げる事務	前条第二号に掲げる事務	前条第二号に掲げる事務

川越少年刑務所	社会復帰支援担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務のうち、被収容者の社会復帰支援に関すること。
東京拘置所	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務
大阪拘置所	職業訓練担当	前条第二号に掲げる事務
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）	処遇担当	前条第一号に掲げる事務（特別警備担当の所掌に属するものを除く。）
	特別警備担当	前条第一号に掲げる事務のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関すること。
	指導担当	前条第二号及び第三号に掲げる事務
	企画担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務
	指導担当	前条第二号及び第三号に掲げる事務
	企画担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務
	企画担当	前条第二号から第四号までに掲げる事務

（処遇部及び矯正処遇部の次席矯正処遇官）

第十二条 東京拘置所の処遇部に次席矯正処遇官二人を、宮城刑務所、喜連川社会復帰促進センター、千葉刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、神戸刑務所、福岡刑務所、川越少年刑務所及び大阪拘置所の処遇部並びに島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ次席矯正処遇官一人を置く。

2 次席矯正処遇官（東京拘置所の処遇部に置かれるものを除く。）は、命を受けて、処遇担当の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

3 東京拘置所の処遇部に置かれる次席矯正処遇官は、命を受けて、処遇担当又は特別警備担当の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

（市原青年矯正センターの首席矯正処遇官）

第十二条の一 市原青年矯正センターに首席矯正処遇官二人を置く。

2 首席矯正処遇官は、それぞれ処遇担当及び企画担当とし、処遇担当の首席矯正処遇官は同条第一号から第四号までに掲げる事務を、企画担当の首席矯正処遇官は同条第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三条 教育部は、改善指導、教科指導及び余暇活動に関する事務をつかさどる。
(教育部の首席矯正処遇官)

第十四条 教育部に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。
2 教育部に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

第十五条 教育部に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。
(分類審議室及び分類部の所掌事務)

第十六条 分類審議室及び分類部は、鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに社会復帰支援その他の保護に関する事務をつかさどる。
(分類審議室及び分類部の首席矯正処遇官)

2 分類審議室又は分類部に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。
(分類教育部の所掌事務)

第十七条 分類教育部は、第十三条及び第十五条に規定する事務をつかさどる。
(分類教育部の首席矯正処遇官)

第十八条 分類教育部（喜連川社会復帰促進センターを除く。）にそれぞれ首席矯正処遇官一人を、喜連川社会復帰促進センターの分類教育部に首席矯正処遇官二人を置く。

2 分類教育部（喜連川社会復帰促進センターを除く。）に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

3 喜連川社会復帰促進センターの分類教育部に置かれる首席矯正処遇官は、それぞれ教育担当及び分類担当とし、教育担当の首席矯正処遇官は第十三条に規定する事務を、分類担当の首席矯正処遇官は第十五条に規定する事務をつかさどる。

（国際対策室の所掌事務）

第十九条 国際対策室は、外国人被収容者の待遇に関する翻訳及び通訳並びに外国人被収容者の待遇に関する調査及び関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（国際対策室の首席矯正処遇官）

第二十条 国際対策室に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。
2 国際対策室に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。
(医務部及び医療部の所掌事務)

第二十一条 医務部及び医療部は、保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務（准看護師養成部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十二条 次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
(医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務)

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
千葉刑務所	横浜刑務所	静岡刑務所
札幌刑務所	宮城刑務所	神戸刑務所
京都刑務所	府中刑務所	大分刑務所
岡刑務所	名古屋刑務所	川越少年刑務所
大阪拘置所	大阪刑務所	福
高松刑務所	広島刑務所	医療第一課
西日本成人矯正医療センター	医療第二課	精神及び神経系疾患並びに内科系身体疾患の医療並びに薬剤に関すること。
岡崎医療刑務所	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
北九州医療刑務所	医療第四課	内科系身体疾患の医療に関すること。
東京拘置所	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること。
東日本成人矯正医療センター	医療第二課	精神及び神経系疾患並びに内科系身体疾患の医療並びに薬剤に関すること。
刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター	保健第一課	保健、衛生及び防疫に関すること。
看護第一課	保健	保健、衛生及び防疫に関すること。
看護第二課	保健	保健、衛生及び防疫に関すること。
(医療第一部の所掌事務)		
第二十二条の二 医療第一部は、第二十一条に規定する事務（医療第一部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。		
(医療第一部に置く課及び所掌事務)		
第二十二条の三 次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第一部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター	保健第一課	保健及び衛生に関すること。
	保健第二課	防疫及び薬剤に関すること。
	看護第一課	病室における看護に関すること。
	看護第二課	診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）。
(医療第二部の所掌事務)		
第二十二条の四 医療第二部は、第二十一条に規定する事務（医療第一部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。		
(医療第一部に置く課及び所掌事務)		
第二十二条の五 次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第二部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		

水戸拘置支所	小田原拘置支所	浜松拘置支所	沼津拘置支所	岐阜拘置支所	岡崎拘置支所	滋賀庶務課	一	第四条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務
拘置支所	堺拘置支所	丸の内拘置支所	奈良拘置支所	下関拘置支所	久留米拘置支所	長崎拘置	二	前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ
支所	鹿児島拘置支所	那覇拘置支所	松戸拘置支所	尼崎拘置支所				と。
(支所の首席矯正処遇官)								

- 第三十条** 前条に掲げる課のほか、札幌刑務支所及び福島刑務支所にそれぞれ首席矯正処遇官一人を、札幌拘置支所、釧路刑務支所、仙台拘置支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所及び小倉拘置支所にそれぞれ首席矯正処遇官一人を置く。
- 2 支所の首席矯正処遇官（札幌刑務支所及び福島刑務支所に置かれるものを除く。）は、第十条各号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 札幌刑務支所及び福島刑務支所の首席矯正処遇官二人は、それぞれ処遇担当及び企画担当とし、処遇担当の首席矯正処遇官は第十条第一号及び第五号に掲げる事務を、企画担当の首席矯正処遇官は同条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（統括矯正処遇官）

- 第三十一条** 刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百五十六人以内を置く。
- 2 統括矯正処遇官の配置及び事務の担当区分並びに統括矯正処遇官が分担する所掌事務の範囲は、法務大臣が定める。

（雑則）

- 第三十二条** この省令に定めるもののほか、刑務所等に関し必要な事項は、所長が定める。
- 2 所長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

（附則）

- 1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

- 2 この本部令は、その施行の日に、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）となるものとする。

（附則）（平成一三年三月三〇日法務省令第四〇号）

- この省令中第一条の規定は平成十三年四月一日から、第二条の規定は平成十三年五月一日から施行する。

（附則）（平成一五年四月一六日法務省令第四一号）

- この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

（附則）（平成一六年二月二十五日法務省令第九号）

- この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

（附則）（平成一六年七月一六日法務省令第五〇号）

- この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

（附則）（平成一六年九月三日法務省令第六〇号）

- この省令は、平成十六年九月二十一日から施行する。

（附則）（平成一六年一〇月二九日法務省令第七三号）

- この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

（附則）（平成一七年四月一一日法務省令第五〇号）

- この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

（附則）（平成一七年三月二二日法務省令第三九号）

- この省令は、平成十六年三月二二日から施行する。

（附則）（平成一七年九月二九日法務省令第九七号）

- この省令は、平成十七年九月二九日から施行する。

（附則）（平成一七年四月八日法務省令第一号）

- この省令は、平成十七年四月八日から施行する。

（附則）（平成一七年四月八日法務省令第一〇号）

- この省令は、平成十七年四月八日から施行する。

（附則）（平成一八年三月二〇日法務省令第二三三号）

- この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。

（附則）（平成一八年五月二日法務省令第五五号）

- この省令は、平成十八年五月二日から施行する。

（附則）（平成一八年五月二三日法務省令第五八号）

別表第三千葉刑務所の項の改正規定は、同月二十三日から施行する。

この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日法務省令第一六号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日法務省令第一六号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法務省令第二二号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中同表の一府中刑務所の項を削る部分は、同年九月一日から施行する。

附 則（平成二一年二月二五日法務省令第四八号）

この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

附 則（平成二五年三月三一日法務省令第六号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年四月六日法務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年五月一六日法務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月二八日法務省令第七号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年四月一〇日法務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日法務省令第二二号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三二日法務省令第八号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年十月一日から、第三条の規定は平成三十年二月二十八日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日法務省令第八号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日法務省令第十九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日法務省令第一一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法務省令第二二号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日法務省令第十五号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日法務省令第一一号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日法務省令第一六号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日法務省令第一六号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

名称	位置
北海道樺戸郡月形町	
網走市	
旭川市	
札幌市	
帯広市	
網走刑務所	
札幌刑務所	
旭川刑務所	
帯広刑務所	
月形刑務所	

抄

京都拘置所			
福岡拘置所			
大阪拘置所			
小倉拘置支所	尼崎拘置支所	葛城拘置支所	奈良拘置支所
北九州市	尼崎市	大和高田市	奈良市